主 文本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中九〇日を原判決の刑に算入する。 理 中

第一 控訴趣意に対する判断

本件控訴の趣意は、弁護人鍋島友三郎作成の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引用する。

論旨は、原判決の量刑不当を主張するものである。そこで、所論にかんがみ記録 調査し、当審における事実取調べの結果をも参酌して案ずるに、本件は、若い女 性を誘惑して性交しようとした被告人が、少年一名と共に自動車を運転して各地を 徘徊中、ゆきずりに当時一五歳と一七歳の二名の女性を発見し、声をかけてみたも ののこれを無視されたため、右少年と共謀の上、同女らを自動車内に監禁しようと 企て、「早よ乗れ。山に埋めたろか。」などと言ったり、手を引っ張り、脇腹に手 をかけたりなどした上、石を投げたり、木刀を振り上げるなどして脅迫し、同女らを無理矢理自動車に乗せ、途中、喫茶店に立ち寄ったり、同女らが逃げ出したため追いかけて連れ戻すなどしたものの、約二時間にわたり、合計約八・五キロメートルの道程を、自動車を疾走させるなどして、同女らの脱出を不可能または著しく困 難にして監禁したという事案及び上記少年の自宅において、自己の身体及び同少年 と共謀の上同少年の身体に覚せい剤の水溶液を各一回宛注射して使用し、その後、 前にその使用を始めたものであって、使用歴は比較的に短いとはいえ、すでに覚せ い剤に対する親和性もうかがえる上、少年に注射をしてやるなどその態様は悪質で あること、しかも、これらの犯行が前刑(昭和六〇年一二月二〇日枚方簡易裁判所 のること、しかり、これらの北口が前川、電電人ンナースーンロスカ間の歌音がにおいて、窃盗罪により懲役一年二月・三年間刑執行猶予に処せられている。)の執行猶予期間中に反省することなく繰り返されたものであること、その他、記録に表れた諸般の事情に徴すると、被告人の犯情には軽視を許されないものがあるというべきであって、被告人が反省をしていること、その他、被告人の少年時の不遇な 環境、家庭の状況など酌むべき事情を十分しんしゃくしても、被告人を懲役一年六 月に処した原判決の刑は相当であって、重過ぎることはないと思料される。論旨は 理由がない。

第二 職権による判断

被告人は、当審公判廷において、原裁判所は、当初被告人に対して「懲役一年」の刑を言渡しておきながら、その後三〇分くらいして被告人を再び法廷に呼び出し、「懲役一年六月」である旨判決の言い直しをしたが、このような原裁判所の措置には納得がゆかず、被告人に対し言渡された刑は「懲役一年」とされるべきである、と述べている。

そこで、被告人の右供述にかんがみ、原裁判所が被告人に対して言渡した刑について職権により検討するのに、当審で取り調べた証人Aの証言、被告人の供述、大阪地方検察庁公判部検事B作成の報告書、大阪拘置所長C作成の捜査関係事項にいて(回答)と題する書面によると、次のような事実が認められる。すなわち、被告人に対する原審の判決宣告期日は、昭和六三年九月二〇日午後一時九分に開廷されたが、判決の宣告に先立ち、職権により弁論が再開され、起訴状記載の公訴事実第一の事実(監禁の事実)について訴因変更等の手続きが行われており、その後再び弁論が終結され、引き続いて判決が言渡されたこと、判決の言渡しに際し原審裁判官は、まず、主工を関表したが、各人を認力に関いする。

これに対し被告人は、当審公判廷において、冒頭における主文の朗読の際に「懲役一年」と聞いた旨、前記認定に反する供述をしているが、この供述は、前記認定に沿う証人Aの証言及び矢部検事作成の報告書などに照らし採用し難い。

〈要旨〉これらの規定及び解釈によると、判決は、主文及び理由からなっており、法令の適用は、判決理由に当たる〈/要旨〉が、訓戒は、判決とは別個のもので、判決の宣告に付随する処置に過ぎないものとみることができる。したがって、主文の朗読の際に告げられた刑と理由を告知する際に告げられた刑とが異なっている場合には、判決中に異なった二つの刑が存在し、宣告された刑がいずれであるか不明確であるという意味で、判決内容に重大な瑕疵があることになり、理由そごにあたる(刑事訴訟法三七八条四号)というべきであるが、主文朗読の際に告げられた刑と訓戒中に述べられた刑とが異なっていたとしても、判決内容として矛盾する刑が存在するわけではなく、あくまでも、主文朗読の際に告げられた刑が言渡されたものと解するのが相当である。

被告人の主張は結局において採用することができない。 よって、刑事訴訟法三九六条、刑法二一条、刑事訴訟法一八一条一項但し書により、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 吉田治正 裁判官 岡次郎 裁判官 一之瀬健)